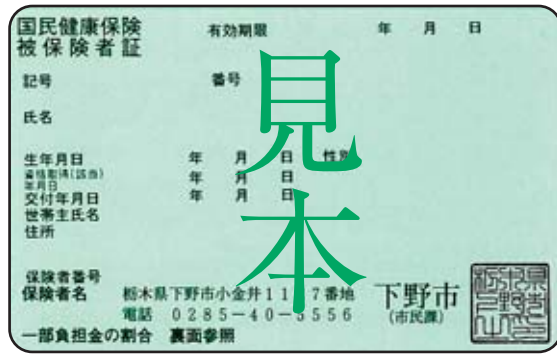


国民健康保険被保険者証（保険証）を 発送しました

9月下旬に、新しい国民健康保険被保険者証を世帯主の方に送付しました。70歳以上74歳以下の方の高齢受給者証は7月末に新しい受給者証を発送しています。



下野市の公印が朱印から電子公印（黒い印影）に変更となりました。

臓器提供意思表示

平成22年10月より臓器移植に関する法律の一部改正

に伴い、被保険者証の様式裏面へ臓器提供に関する意思表示欄を設けています。臓器提供に関する意思の記入は任意ですが、記入の有無にかかわらず、「個人情報保護シール」を貼ってご使用ください。

保護シールを貼ったあとに、内容を訂正する場合は、シールをはがして、二重線を引くなどで訂正してください。新しい保護シールは各庁舎市民課窓口にて備えてあります。



● 問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556

国民年金 だより

■ 問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

死亡一時金について

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数(4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月)として計算)が36か月以上ある方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡したときに遺族に支給されます。

● 遺族の範囲

死亡した方と生計を同じくしていた人が請求できます。請求できる遺族の範囲、および順位は以下のとおりです。

- ①配偶者 ②子 ③父母
- ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

● 受給額
死亡一時金の受給額は死亡した方が第1号被保険者と

して保険料を納めた月数に応じて、次のようになっていきます。

● 死亡一時金受給額

保険料納付月数	金額
36か月以上180か月未満	12万円
180か月以上240か月未満	14万5,000円
240か月以上300か月未満	17万円
300か月以上360か月未満	22万円
360か月以上420か月未満	27万円
420か月以上	32万円

※ 付加保険料を納めた月数が36か月以上ある場合は、8,500円が加算されます。

※ 遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。
※ 死亡一時金を請求できる期間は、死亡日の翌日から2年間です。

寡婦年金について

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡したときに支給されます。

● 遺族の範囲

夫の死亡当時、夫と生計を同じくし、かつ10年以上婚姻関係にあった妻が、60歳から65歳になるまでの間

支給されます。

● 受給額

夫の第1号被保険者期間のみで計算した老齢基礎年金の4分の3
※ 妻が死亡一時金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。
※ 妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

請求手続きに必要なもの

死亡一時金・寡婦年金ともに必要なもの

- ・ 死亡した方の住民票の除票(続柄、本籍の表示のあるもの)
- ・ 請求する方と死亡した方の関係が分かる戸籍謄本
- ・ 請求する方の家族全員の住民票(続柄、本籍の表示のあるもの)
- ・ 請求する方の印鑑(認印)
- ・ 請求する方名義の預金通帳
- ・ 生計同一証明書(同居していない、または同一住所であっても別世帯である場合)

寡婦年金のみに必要なもの

・ 請求する方の所得証明書
請求先は、市民課(国分寺庁舎)になります。